

令和7年度  
地域における子供たちの  
多様なスポーツ機会創出支援事業  
(マルチスポーツ環境の構築)  
仕 様 書

令和7年5月22日  
スポーツ庁地域スポーツ課

## 1. 事業名

令和7年度 地域における子供たちの多様なスポーツ機会創出支援事業（マルチスポーツ環境の構築）

## 2. 目的

スポーツ庁では現在、少子化が進む中でも、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、部活動改革を進めているが、各自治体において実証事業に取り組む中で、競技を限定せず、同時期に複数の競技種目を実施するような取組も生まれてきており、今後、子供たちのスポーツ活動の一層の充実を図るべく、特にジュニア期の子供たちを対象に、ニーズに応じながら多様なスポーツに親しむ機会・環境（マルチスポーツ環境）を構築することが期待されている。

また、複数の競技を経験することは身体機能の向上やケガの防止だけでなく、複数のコミュニティへの所属を通じて、子供たち自身の社会性や協調性等を育む機会の増加にもつながるなど教育的意義も大きいことが予想される。

これらを踏まえ、令和6年度事業による調査研究等を活かし、現場での実践を進めるとともに、日本におけるマルチスポーツ環境の在り方について多角的に検討を進めるための事業を実施する。

※令和6年度事業の報告書は以下に掲載のとおり

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20250428-spt\\_ori para-000038002\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20250428-spt_ori para-000038002_1.pdf)

## 3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日までとする

## 4. 事業の規模

52,000,000円（税込）を上限とする

## 5. 業務の内容

### (1) 事業統括及び成果の分析・普及等

受託者は、事業全体を統括し、(2)～(4)の取組の成果を分析し、受託者主催の下、成果報告会の開催等を通じて全国に普及・展開するとともに、今後に向けた更なる推進方策の提言を行うこと。

### (2) 有識者会議の設置・開催

本事業の実施に当たり、(3)の実践と往還しながら検討を深めることができるよう、日本におけるマルチスポーツ環境の在り方に関する検討に関して知見を有する者による有識者会議（5名以上を想定）を設置・開催し、以下に留意のうえ検討

を行うこと。

- ・有識者会議では、マルチスポーツに関する国内外の知見・好事例を含む情報を集約するとともに、(3)の実践を踏まえつつ、日本におけるマルチスポーツ環境の在り方について検討すること。また、そうした検討を元に、日本におけるマルチスポーツの普及方策、実施対象・手法、担い手等についても検討すること。
- ・有識者会議の構成メンバーについては、契約後スポーツ庁と協議の上決定すること。
- ・有識者会議を進めるに当たり、開催前にはスポーツ庁との打合せを行い、進捗状況を報告するとともに、方向性の確認を行いながら進めること。
- ・その他状況に応じて随時打合せを行うこと。

- (3) ジュニア期（小中学生）等を対象としたマルチスポーツ活動の実施（2箇所以上）
- 各地域において、スポーツ団体、地方自治体、大学、民間企業等と連携し、マルチスポーツの実践的な取組を実施すること。実施に当たっては以下に留意すること。
- ・マルチスポーツ活動の実施に取り組む地方自治体や機関等に再委託（2箇所以上）し、実証的な取組を行うことを想定している。受託者は、取組の趣旨を踏まえ、期間を設定して実施団体を選定する等、必要な対応を行うこと。
  - ・単発のイベント等ではなく、1か月以上の継続した活動を計画的に実施すること。
  - ・本実践を通じて、どのような年齢層にどのような実施形態（地域クラブ活動、学校部活動等）や取組を行うことが効果的であるか等、今後の国内における展開に示唆が得られる取組とすること。
  - ・取組について評価指標を設定し、実践について適切な評価を行うこと。
  - ・マルチスポーツにおける種目の組み合わせの例や、部分的にマルチスポーツの考え方を取り入れた取組等についても示唆が得られることが望ましい。
  - ・実証は適時スポーツ庁に進捗を報告しながら進めること。

#### 【具体的な事業の内容】

##### ア. マルチスポーツの実証に取り組む団体の公募・選定

- ・受託者は、本事業の趣旨・内容に合致した取組が可能な団体を募集（再委託）するため、スポーツ庁と協議の上、公募要領、審査基準等（以下、「公募資料」という。）を作成し、公募を実施する。（2箇所以上を選定する）
- ・再委託先の決定は、スポーツ庁の了承を得た上で行うこと。

##### <取組の具体例>

###### a) ニーズの調査

- ・子供・保護者に対する認知度・ニーズ等の調査（1,000件以上のサンプル）

ル数が望ましい)

- ・スポーツ指導者等を対象とした講演・意見交換
- b) マルチスポーツに係る体験イベント・ワークショップ・教室・大会の開催
  - ・マルチスポーツ体験会・キャンプなどのイベント
  - ・マルチスポーツの在り方について、子供や保護者・指導者等が語り合うワークショップ
  - ・複数種目をローテーションで経験できるマルチスポーツ教室
  - ・複数種目を組み合わせたマルチスポーツ大会（例：バスケットボール・バレーボール・フットサルを1試合ずつ実施）
- c) 多様なスポーツ活動等の推進
  - ・誰もが参加しやすいレクリエーション的な活動や部活動にないスポーツ等の推進
  - ・多世代による地域スポーツクラブや地域と連携した部活動
- d) マルチスポーツ推進のための環境整備等
  - ・デジタル動画等を有効活用したマルチスポーツの実施
  - ・マルチスポーツに関するコーディネーター等の配置
  - ・当該地域における多様なスポーツ機会のデータベース化
  - ・当該地域におけるマルチスポーツのモデルプランの作成

#### イ. マルチスポーツ実践的取組の支援、進捗管理等

- ・受託者は、上記ア. の採択結果に基づき、採択先団体と委託契約を締結し、事業を実施すること。（採択先団体はスポーツ庁からみると再委託先となる。）
- ・受託者は、採択先団体に対して、適切な支援、指導、助言、進捗管理を行うこと。

#### ウ. マルチスポーツ実践的取組の成果の検証

- ・受託者は、実施したマルチスポーツ実践的取組の成果を採択先団体に報告させ、とりまとめの上、電子データをスポーツ庁に提出すること。
- ・受託者は、(2) と連携を図りながら、マルチスポーツ実践的取組の在り方やその成果を検証し、取りまとめること。

#### (4) 10 種目を経験できるマルチスポーツ体験イベントの開催

創設 10 周年となるスポーツ庁での記念企画として、(2) や (3) と関連を図りながら、10 種目を経験できるマルチスポーツ体験イベントを開催する。イベントの開催に当たっては、スポーツ団体、地方自治体、大学、民間企業等、なるべく多様な主体と連携を図りつつ作成することとする。その際、親子で参加できる内容も含

めることが望ましい。

#### (5) 成果報告書の作成

令和6年度事業や(1)～(4)を通じて得られた成果を報告書としてまとめ、今後、我が国でマルチスポーツ環境を構築していくために必要となる具体的な取組やその際の課題等を整理する。また、成果報告書の主な内容を概要資料として分かりやすくまとめ、併せて提出すること。

※公表を前提としている資料であることに十分留意すること。

### 6. 事業報告

#### (1) 途中報告、速報値の報告

事業の進捗状況を適宜把握するため、受託者はスポーツ庁の求めに応じ、事業の進捗状況をスポーツ庁に報告するものとする。また、スポーツ庁の求めに応じて、調査の速報値をスポーツ庁に報告するものとする。

#### (2) 最終報告

受託者は、事業が終了した際には、調査・分析等の結果及び成果、また、有識者からの助言等を踏まえた報告書を事業完了日から10日を経過した日、又は委託期間の最終日のいずれか早い日までにスポーツ庁に電子媒体(Microsoft Word形式やMicrosoft Power point形式等編集可能なファイル)で納品すること。併せて報告書を作成する際に得た調査データ等も同様に納品すること。

### 7. 応札者に求める要求要件

#### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示しておりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていても不合格とはならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁地域スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は、別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

## (2) 要求要件の詳細

### 1 業務の実施方針

#### 1-1 業務内容の妥当性、独創性

- \* 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。  
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- \* 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

#### 1-2 事業実施方法の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- \* 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。

#### 1-3 作業計画の妥当性、効率性

- \* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。  
〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

### 2 組織の経験・能力

#### 2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。〔類似事業の実績内容により加点する。〕

#### 2-2 組織の事業実施能力

- \* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
- \* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

#### 2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

### 3 業務従事予定者の経験・能力

#### 3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

#### 3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- \* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

### 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

#### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていけば望ましい。  
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
  - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
  - ・認定段階3
  - ・プラチナえるぼし認定企業
  - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
  - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
    - ・旧くるみん認定
    - ・新くるみん認定
    - ・プラチナくるみん認定
  - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
    - ・ユースエール認定
- ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。

## 5 賃上げを実施する企業に関する指標

### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする。）

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

- ※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。
- ※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。
- ※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

## 8. 検査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

## 9. 守秘義務

受託者は、本業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受託者は、本業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

## 10. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

## 11. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受託者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を

前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

#### 12. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

#### 13. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

#### 14. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、事業の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- (2) 契約締結後、遅滞なく本事業が開始できるように、再委託先との連絡調整を緊密にすること。
- (3) 本事業の実施にあたり発生した著作権、成果物等については、原則としてスポーツ庁に帰属するものとする。また、本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。
- (4) 受託者は、契約した事業計画書に基づき事業を実施するものとし、本仕様書に定めるもののほか、「地域における子供たちの多様なスポーツ機会創出支援事業委託要項」、「スポーツ庁委託事業事務処理要領」及び委託契約書等にて規定されている事項を遵守すること。なお、事業計画書に記載された事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書をスポーツ庁に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の20%を超えない場合はこの限りではない。
- (5) スポーツ庁は、必要があると認められるときは、所属の職員に、受託先の事務所、事業場等において、スポーツ庁が預託し又は本件業務に関して受託者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、受託者に対し必要な指示をすることができる。受託者は、スポーツ庁からその調査及び指示を受けた場合には、スポーツ庁に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- (6) 受託者は、委託事業の実施に当たり、成果報告書のほか、開催案内等の対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示すること。

(7) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議の上履行すること。